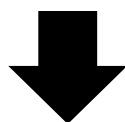


認知症カフェ運営補助金交付に関する事務の流れ

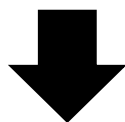
手順1

認知症カフェを実施する団体のうち認知症カフェに関する補助金の交付を受けたい団体は、白岡市認知症カフェ実施承認申請書（様式第1号）を提出してください。



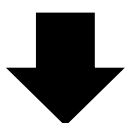
手順2

申請し承認を受けた団体は、各月の認知症カフェを実施した日から30日以内に白岡市認知症カフェ実施報告書（様式第3号）を実施時の写真を添付し、提出してください。



手順3

年度末（3月）になりましたら、白岡市認知症カフェ運営補助金交付申請書（様式第4号）と白岡市認知症カフェ実施経費報告書（様式第5号）を併せて提出してください。また、実施経費の確認が取れるものをご用意ください。（レシートや領収書など）



手順4

提出された申請書等を速やかに審査したうえで、白岡市認知症カフェ運営補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）を送付します。通知書に記載されている【補助金の交付決定額】について、請求書（任意様式）を白岡市長宛とし提出してください。



～お問い合わせ・各種申請書の提出先～

担当 白岡市健康福祉部高齢介護課地域支援担当

電話 0480-92-1111 内線173・174